### 規程第10号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会小口貸付資金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会(以下「本会」という。)に設置する小口貸付資金(以下「資金」という。)に関する事項について定めるものとする。

(貸付対象者)

- 第2条 この資金の貸付対象者は、本市に3ヶ月以上居住する低所得者の 要援護者と認められるもので、自立更正の意欲のある者とする。
- 2 生活福祉資金又は離職者支援資金の滞納者については、貸付を行わないものとする。

(貸付の申請)

- 第3条 この資金の貸付を受けようとする者は、小口貸付資金申請書(様式第 1号)に必要事項を記入の上、当該地区民生委員の証明、申請者確認書類、連 帯保証人 確認書類を添えて申請するものとする。
- 2 この資金の貸付を受けようとする者は、申請内容と理由の確認のため、 本会会長が求める書類を申請書に添えるものとする。

(貸付の決定)

第4条 この資金の貸付に関しては、本会会長が申請書に基づく審査の上、 貸付の可否を決定し、速やかに処理するものとする。又、本会事務局は、 審査に必要な貸付申請書の調査を行うことができる。

(貸付金額)

第5条 この資金の貸付限度額は、1世帯50、000円とする。

(利子)

第6条 この貸付金は無利子とする。

(貸付金の交付及び借用書の提出)

- 第7条 本会会長は貸付の決定を行ったときは、速やかに貸付金の交付を行わ なければならない。
- 2 貸付金の交付を受けようとする者は、連帯保証人及び本人の自筆捺印した 借用書(様式第2号)を提出しなければならない。

### (民生委員の生活指導)

- 第8条 この資金の貸付を行ったとき、会長は担当民生委員にその生活指導を 依頼しなければならない。
- 2 この資金の貸付を受けた者は、担当民生委員の定期的な訪問を受け、その 生活上の助言と指導を受け、生活の自立更正及び償還に努力しなければなら ない。

#### (償還)

- 第9条 この資金の償還期限は1年を原則とし,借受人は全面的に責任を負わなければならない。
- 2 据置の期間は、必要に応じて定めることができるものとし、最高 6 ヶ月 までを原則とする。
- 3 償還期限内に償還が困難になった場合は,直ちに貸付金償還猶予申請書 (様式第4号)を本会会長に届けなければならない。
- 4 この資金の貸付を受けた者が、市外へ転出しようとするときは、直ちに 貸付金を償還しなければならない。

### (届け出事項の変更)

第10条 この資金の借受人及び連帯保証人に住所及び氏名等の変更があった場合は,直ちに氏名等変更届(様式第5号)を本会会長に届けなければならない。

### (事務及び会計)

- 第11条 この資金に関する事務及び会計は、本会本所において行う。
- 2 この資金に関する受付事務は、本会本所及び支所において行う。

#### (記録文書)

第12条 この資金の貸付に関する文書は秘密文書とし、部外者に閲覧させて はならない。

#### (例外規定)

第13条 この資金の貸付に関し、急を要するものにあっては、本会支所長は 30,000円を限度とし、この規程によらないで貸し付けることができる。 ただし、速やかに会長に報告しなければならない。

#### (不正借入処置)

第14条 次の各号に該当した場合は、これを返還させることができる。

- (1) 不正な手段によって貸付を受けた場合
- (2)貸付の目的に反したとき
- (3) 故意に貸付金の償還を怠ったとき

### (徴収不能金)

第15条 借受人の死亡等により貸付金を償還することができなくなったと 認められるときは、会長は理事会の承認を得て、当該貸付金の償還未決済額の 全部又は一部を徴収不能金として処理する。

### (期限の利益の喪失)

第16条 住所変更の届け出を怠る等,借受人及び連帯保証人が負わなければならない事由によって,本会に所在が不明となったときは,通知催告等がなくても一切の債務ついて期限の利益を失い,直ちに債務を弁済するものとする。

### (連帯保証人)

- 第17条 資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。
- 2 連帯保証人は原則として1名とし、保証書(様式第3号)に必要な事項を記入、捺印の上、提出しなければならない。
- 3 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担し、その履行については、 この規程に従うものとする。
- 4 借受人又は借受申込者は、他の借受人又は借受申込人の連帯保証人となることはできない。
- 5 連帯保証人は、原則として借受人の最終償還時において 7 0 歳以下とし、 借受人と別世帯で市内に居住する者とする。ただし、やむを得ない事由が あるときは、県内に居住する者であっても認めるものとする。
- 6 連帯保証人は、健康で相当の収入又は資産を有するものとする。
- 7 連帯保証人は、収入又は資産の確認できる書類を保証書に添えるものとする。

#### (様式)

- 第18条 この規程の施行に関し必要な書類等の様式は、別に定める。
  - (1) 小口貸付資金決定通知書(別紙1)
  - (2) 小口貸付資金却下通知書(別紙2)
  - (3) 小口貸付資金償還開始のお知らせ(別紙3)
  - (4) 小口貸付資金償還完了のお知らせ(別紙4)
  - (5) 小口貸付資金の償還督促について(別紙5)

(委任)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成21年9月17日から一部改正する。
- 2 この規程の一部改正の日の前日までに、一部改正前の本会小口貸付資金 規程の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、一部改正後の 第16条の規定を除き、なお従前の規定による。

附則

この規程は、平成29年9月4日から一部改正する。

附則

この規程は、令和4年8月22日から一部改正する。

# 様式第1号(第3条関係)

# 小口貸付資金申請書

												令和		年	1	F	1	ŀ	∃
社会	会福祉	上法丿	人小身	主主	7社会	:福祉	上協議	養会長	長様	Ś									
申詞	清者自	上所										信		話		(		)	
ずります。	がな								生	年月	日		4	年		月		E	
	下記 <i>の</i> 小口貨								といの	)で,	社会	福祉剂	生人	小美	玉市	·社 <i>会</i>	会福祉	止協調	義
1	申	請	金	額		一金	È								円	也			
2	理			由_															
																		-	
3	償	還	方	法_															
4	申請	青者 ∅	つ状と	2															
	(1)	勤	務	先															
	(2)	勤務	务先信	主所							電話			(		)			
	(3)	月		収				Р	}	(世	帯収	入計				円	)		
	(4)	住昂	号の∜	犬況	1 É	家	2 俳	昔家	3 そ	の他	. (	)	居何	生年	数	年	Ē	ケ月	
	(5)	小)	色玉青	   計 <i>←</i>	≧福和	協議	<b>秦</b>	会員	10000000000000000000000000000000000000	<b>}</b>	1 册	# 全 🛭	∄	2個	人会	昌	3 非	€会員	1

# 様式第1号(第3条関係)

5 家族構成	

家族氏名続	柄	職業	月 収(単位: 円)

6 資金の使途

رح	円
رح	円
رح	円
رح	円
زح	円
に	円
合 計	円

7	民生	三委員確認可	頁目 (硝	霍認後	☑を入	.れて	下さい	١)			
	(1)	申請理由			(備考						)
	(2)	償還方法									
	(3)	就労状況									
	(4)	居住状況									
	(5)	家族構成									
	(6)	借入資金の	の使途								
	(7)	民生委員意	意見								
-											
-											
-											
		令和	年	月		日					

地区担当民生委員\_\_\_\_\_

## 様式第2号(第7条関係)

# 借 用 書

上記金額正に借用いたしました。

ついては、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会小口貸付資金規程を固く守り、 貴会の指示に従って相違なく返済いたします。なお、返済が滞り、償還案の提示をしな かった場合、貴会が法的手段を取ることに異議を申し立てません。

令和 年 月 日

借受人住所

氏 名

令和 年 月 日

連帯保証人住所

氏 名

社会福祉法人 小美玉市社会福祉協議会

会長様

# 様式第3号(第17条関係)

# 保 証 書

私は、	社会福祉	上法人小美	玉市社会福	祉協議会小	小口貨	貸付資金の借	入れ	
(申請人			) に対し,	連帯して信	責務を	◆負担します。	o	
令和	年	月	日					
			追	車帯保証人				
連帯保証				T				
ふりがな				男・女		明治・大正	• 昭和	]・令和
氏 名						年	月	日生
ふりがな								
現住所								
電話								
職業				勤務先				
所在地								
電話				月収(単 <sup>/</sup> 円)	位:			
	•		1			•		
借受人と	の関係							
社会福2	祉法人 市社会福祉	上協議会						

会 長

様

様式第4号(第9条関係)

# 貸付金償還猶予申請書

私は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会小口貸付資金の借入れに対し、債務 を負っていることを承認し、下記のとおり借入金の償還猶予を申請いたします。

令和年月日借受人住所氏名

令和年月日連帯保証人住所氏名

申請の理由								
(具体的に)								
	借入金額					ヶ月間	間	
	償還方法	一 括	<ul><li>月</li></ul>	賦	希望猶予	ただし,		
貸付の条件	措置期間				期間等	年	月	日
	拍旦朔间					以降		
	償還期間	年	月	日		年	月	日
		から			変更後の	から		
		年	月	日	償還期間	年	月	日
		まで				まで		
償還残額					•			
償還猶予期	(変更後の償	還期間に支払	ないが可	能と認め	られる具体的な	な理由)		
間の根拠								

担当民生委員の調査意見

上記のとおり償還猶予申請に対し、意見を添えて申請いたします。

令和年月日担当民生委員

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会長 様

### 様式第5号(第10条関係)

# 氏 名 等 変 更 届

П	借受人	ふりがな 氏 名		ふり; 旧自		電話番号
新	連帯 保証人	ふりがな 氏 名		ふり; 旧自		電話番号
新	借受人	ふりがな 氏 名		ふり; 現自		電話番号
利	連帯 保証人	ふりがな 氏 名		ふり; 現住		電話番号
その	の他変更事	事項				
上記	記変更事項	頁の事由	を○で囲んで下さ	ر ۱°	(左の	の事由の概要について記入)

- 1. 住所変更
- 2. 改姓、改名
- 3. 死亡又は行方不明
- 4. 災害、その他の事由
- 5. その他

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会小口貸付資金を借用中のところ, 上記のとお り異動いたしましたので提出いたします。

令和 年 月 日

借受人(又は同居の親族)

住 所

氏 名

連帯保証人(又は同居の親族)

氏 名

上記のとおり借受人(連帯保証人,同居の親族)から届出がありましたが,事実と相 違ないので提出いたします。

令和 年 月 日

[現] 担当民生委員

[新] 担当民生委員

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会長 様

## 別表1 (第3条関係)

申請者確認書類及び連帯保証人確認書類については、氏名、現住所及び生年月日の確認のため、以下を提出するものとする。

確認書類	必 要 事 項	備考
住民票	① 表面	本籍地を記載した,公
(原本又はコピー)		布後3ヶ月以内のもの

別紙1 (第18条関係)

 小 美 玉 社 協 発 第
 号

 令 和
 年
 月

申請者

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金決定通知書

過日,申請がありました小口貸付資金につきましては,審査の結果,下記のとおり貸付が決定しましたのでお知らせいたします。

記

貸付	決定	額 _				円		
貸付	期	日	令和	年	月	日		
償 還	方	法						
据 置	期	間	年	月				

償還期間 令和 年 月日~ 令和 年 月日

貸付中の厳守事項について

- 1 この貸付金は、申請されたときの計画によって使用すること
- 2 期日までに定められた償還金を収めること
- 3 借受人は次の事項が生じたときは、直ちに届けること
  - (1) 借受人及び連帯保証人に住所等の変更があったとき
  - (2) 連帯保証人の状況に著しい変更があったとき
- 4 次に当てはまるときには、貸付金の全部または一部を返還していただくことがあります。
  - (1) 借入金を他に流用したとき
  - (2) 虚偽の申し込みその他不正な手段による借入を行ったとき
  - (3) 故意に貸付金の償還を怠ったとき
- 5 市外へ転出しようとするときは、直ちに貸付金を償還していただきます。

別紙1 (第18条関係)

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

連帯保証人

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金貸付決定通知書

様が、貴方の連帯保証によりお申し込みになりました 小口貸付資金につきましては、審査の結果、下記のとおり貸付が決定しましたので お知らせいたします。

なお,万が一,借受人が償還困難になり滞納等が生じた場合,連帯保証人として あなた様より償還いただくことになりますので,お含みおきくださいますようお願い 申し上げます。

記

貸付	决定	額						円						
貸付	期	日	令和		年	月		目						
償 還	方	法												
据置	期	間		年	月									
僧 渨	- 甘田	間	会和	任	В	П	$\sim$	今和	在	В	Н			

別紙	1	(第	1	8	条	閗	係	)
13 1124	_	(2)	_	$\circ$	$\sim$		VIN.	,

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

民生委員

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金貸付決定通知書

<u>様</u>が、お申し込みになりました小口貸付資金につきましては、 審査の結果、下記のとおり貸付が決定しましたのでお知らせいたします。

なお,小口貸付資金申請書の写しを送付いたしますので大切に保管し,償還後ご返却ください。

. .

別紙2 (第18条関係)

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

申請者

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金却下通知書

過日,申し込みがありましたが,小口貸付資金につきましては,審査の結果,下記の とおり却下となりましたのでお知らせいたします。

記

申請者氏名

申請者住所

貸付申請額

却下決定日 令和 年 月 日

却下の理由

1.

2.

別紙2 (第18条関係)

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

連帯保証人

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金却下通知書

様が、貴方の連帯保証によりお申し込みになりました小口貸付資金につきましては、審査の結果、下記のとおり却下となりましましたのでお知らせいたします。

記

申請者氏名

申請者住所

貸付申請額

却下決定日 令和 年 月 日

却下の理由

1.

2.

別紙2 (第18条関係)

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

民生委員

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

## 小口貸付資金却下通知書

様が、お申し込みになりました小口貸付資金につきましては、審査の結果、 下記のとおり却下となりましましたのでお知らせいたします。

記

申請者氏名

申請者住所

貸付申請額

却下決定日 令和 年 月 日

却下の理由

1.

2.

別紙3 (第18条関係)

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

借受人

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

# 小口貸付資金償還開始のお知らせ

小美玉市社会福祉協議会が、令和 年 月 日に貸し付けた小口貸付資金 「金 万円」については、据え置き期間が終了し、令和 年 月 日よりお返し いただくことになっております。

つきましては、申請時の償還方法に従いご返済下さい。また、口座振込を希望された 方は、下記口座にご入金下さいますようお願い致します。

記

### 振込先口座

名 義 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会

会 長

フリカ゛ナ シャカイフクシホウシ゛ン オミタマシシャカイフクシキョウキ゛カイ カイチョウ

番 号 常陽銀行小川支店 普通預金 1345364

### 社 協

窓口開設時間 月~金曜日 午前8時30分~午後5時30分(祝日を除く)

◆お問い合わせ先◆

茨城県小美玉市 番地

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 支所

TEL 0299- - FAX 0299- -

別紙3 (第18条関係)

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

連帯保証人

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

# 小口貸付資金償還開始のお知らせ

標記の件につきまして, 様が貴方の連帯保証で令和 年 月 日に借り受けた小口貸付資金「金 万円」については、据え置き期間が終了し、令和 年 月 日よりお返しいただくことになっております。

つきましては、申請時の償還方法に従いご返済下さいますようご指導下さい。また、 口座振込を希望された方は、下記口座にご入金下さいますようお願い致します。

記

### 振込先口座

名 義 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 会 長

フリカ゛ナ シャカイフクシホウシ゛ン オミタマシシャカイフクシキョウキ゛カイ カイチョウ

番 号 常陽銀行小川支店 普通預金 1345364

### 社協

窓口開設時間 月~金曜日 午前8時30分~午後5時30分(祝日を除く)

◆お問い合わせ先◆

茨城県小美玉市 番地

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 支所

TEL 0299- - FAX 0299- -

別紙3 (第18条関係)

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

民生委員

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金償還開始のお知らせ

標記の件につきまして、 様が令和 年 月 日に借り受けた小口貸付資金「金 万円」については、据え置き期間が終了し、令和 年 月 日よりお返しいただくことになっております。

つきましては、申請時の償還方法に従いご返済下さいますようご指導下さい。また、 口座振込を希望された方は、下記口座にご入金下さいますようお願い致します。

記

### 振込先口座

名 義 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 会 長

フリカ゛ナ シャカイフクシホウシ゛ン オミタマシシャカイフクシキョウキ゛カイ カイチョウ

番 号 常陽銀行小川支店 普通預金 1345364

### 社協

窓口開設時間 月~金曜日 午前8時30分~午後5時30分(祝日を除く)

◆お問い合わせ先◆

茨城県小美玉市 番地

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会
支所

TEL 0299- - FAX 0299- -

別紙4 (第18条関係)

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

借受人

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金償還完了のお知らせ

小美玉市社会福祉協議会が貸し付けた小口貸付資金については、償還が完了しましたのでお知らせいたします。

また,貸付時に提出していただきました借用書を返却いたします。

1. 貸 付 日: 令 和 年 月 日

2. 貸付金額: 円

3. 償還完了日: 令 和 年 月 日

### 償還状況

償還日				償還額	償還残額
令和	年	月	日	円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円

別紙4 (第18条関係)

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

連帯保証人

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金償還完了のお知らせ

標記の件につきまして, 様が貴方の連帯保証で借受けた小口貸付資金については, 償還が 完了しましたのでお知らせいたします。また, 貸付時に提出いただきました保証書を返却いたします。

なお、借受人の自立更生に対するこれまでのご協力及び援助等のご尽力に対し心 からお礼申し上げます。

1.貸付日:令和年月日

2. 貸付金額: 円

3. 償還完了日: 令和 年 月 日

#### 償還状況

償還日	償還額	償還残額	
令和 年 月 日	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	

別紙4 (第18条関係)

 小美玉社協発第
 号

 令和
 年
 月

民生委員

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金償還完了のお知らせ

標記の件につきまして, 様が借受けた小口貸付資金については, 償還が 完了しましたのでお知らせいたします。

なお、借受人の自立更生に対するこれまでのご協力及び援助等のご尽力に対し心からお礼申し上げます。

1.貸付日:令和年月日

2. 貸付金額: 円

3. 償還完了日: 令和年月日

### 償還状況

償還日		償還額	償還残額
令和 年 月	日	円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

別紙5 (第18条関係)

 小 美 玉 社 協 発 第
 号

 令 和
 年
 月

借受人

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金の償還督促について

小美玉市社会福祉協議会が、令和 年 月 日に貸し付けた小口貸付資金「金 万円」 については、償還期限が経過しておりますが、令和 年 月 日に 万円を返済された 以降、未だに残金が返済されておりません。

つきましては、未償還金を令和 年 月 日までに、小美玉市社会福祉協議会に ご持参いただくか、下記振込先に入金下さいますよう通知致します。

この資金の償還金は、他の困っている方々の貸付資金として活用するものです。やむを得ない事情で償還が困難な場合には、速やかに下記までご連絡下さい。

万一,上期日にお支払いがないとき,あるいは誠意ある償還案の提示がないときには, 法的手段をとらせていただきますことを念のため申し添えます。

なお、本書と行き違いでお振込みの際は、ご容赦願います。

記

### 1 償還状況

貸付年月日		貸付額		償還済額		償還残額			
令和	年	月	日		円		円		円

(令和 年 月 日現在)

#### 2 振込先

金融機関名	口座名義	口座番号		
常陽銀行小川支店	社会福祉法人 小美玉市社会福祉協議会 会 長	普通預金 1345364		

### 3 お問合せ先

〒 - 茨城県小美玉市 番地

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 支所

TEL 0299- - FAX 0299- -

別紙5 (第18条関係)

 小 美 玉 社 協 発 第
 号

 令 和
 年
 月

連帯保証人

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金の償還督促について

標記の件につきまして, 様が貴方の連帯保証で令和 年 月 日に借受けた小口貸付資金 「金 万円」については、償還期限が経過しておりますが、令和 年 月 日に 万円を返済された以降、未だに残金が返済されておりません。

つきましては、至急、借受人とご連絡の上、令和 年 月 日までに、未償還金を小美玉市社会福祉協議会にご持参いただくか、下記振込先に入金下さいますよう通知致します。

この資金の償還金は、他の困っている方々の貸付資金として活用するものです。やむを得ない事情で償還が困難な場合には、速やかに下記までご連絡下さい。

万一,上期日にお支払いがないとき,あるいは誠意ある償還案の提示がないときには, 法的手段をとらせていただきますことを念のため申し添えます。

なお,本書と行き違いでお振込みの際は,ご容赦願います。

記

#### 1 償還状況

貸付年月日		貸付額	償還済額	償還残額	
令和 年	月	日	円	円	円

(令和 年 月 日現在)

#### 2 振込先

金融機関名	口座名義	口座番号		
常陽銀行小川支店	社会福祉法人 小美玉市社会福祉協議会 会 長	普通預金 1345364		

#### 3 お問合せ先

〒 - 茨城県小美玉市 番地

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会
支所

TEL 0299- - FAX 0299- -

別紙5 (第18条関係)

 小 美 玉 社 協 発 第
 号

 令 和
 年
 月

民生委員

様

<sup>社会福祉</sup>小美玉市社会福祉協議会 会 長

### 小口貸付資金の償還督促について

標記の件につきまして、 様が令和 年 月 日に借受けた小口貸付資金 「金 万円」については、償還期限が経過しておりますが、令和 年 月 日に 万円を返済された以降、未だに残金が返済されておりません。

つきましては、借受人及び保証人に通知した償還督促を同封致しますので、ご確認の うえご指導下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

### ◆お問い合わせ先◆

茨城県小美玉市 番地 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 支所 TEL 0299- - FAX 0299- -